

家庭教育 なう vol.2



2021年5月発行
 恵那県事務所振興防災課 家庭教育担当 嶋倉
 〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71

TEL 0573-26-1111 (内線209)
 FAX 0573-25-7129
 Mail shimakura-shinzo@pref.gifu.lg.jp

令和3年度家庭教育学級リーダー 研修会は 分散開催で計画中です

予定していた家庭教育学級リーダー研修会は、コロナ感染症拡大が心配されるため東濃各地域から一堂に会して行う形式での開催を取りやめ、各市で行われる教頭会、園長会、市PTA担当委員会や乳幼児学級のリーダー会などに担当者が訪問して説明する「分散開催」で行います。5月中旬からスタートする予定でしたが、コロナ蔓延防止の取組に連動して5月中の実施を見合わせました。6月から実施できるよう、各市の担当課と調整をしています。開催までもうしばらくお待ち願います。

家庭教育学級は、なぜ必要なの？

家庭教育学級は昭和のころから社会教育の一環として取り組まれてきた長い歴史があります。岐阜県では今から8年前に「家庭教育支援条例」が作られ、家庭教育をそれぞれの家庭だけにまかせつきりにしないで、学校や園、地域社会や企業なども力を合わせて、社会全体で支えていこうとしています(裏面を参照してください)。

今の時代に育つ子どもたちは、将来この地域を担っていく宝です。その子どもたちが心身ともに調和の取れた発達ができるようにするためにはその保護者も子育てを通して育つことが重要です。子育てを通して親が育つとは、子育てのノウハウを身に付けることだけでなく、それを通して子育ての仲間の輪を広げることに他なりません。子育てが孤育てにならないよう、より多くの方に家庭教育学級への参加を促し、その内容に工夫を凝らしていただけますようお願いいたします。



「在宅取組型」から スタートしてみてもいいでしょう

家庭教育学級運営マニュアル

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8054.html>



家庭教育学級取組紹介

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/26399.html>



上のリンクをたどると、令和元年度の県内各地の取組の様子を紹介のページが表示されます。小中学校の家庭教育学級や、幼稚園保育園の家庭教育学級の取組がたくさん紹介されています。

東濃地域の昨年度までの実践は、「なう」の紹介ページからごらんください。こちらにも、たくさんの実践が載っています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15928.html>



「家庭教育学級ってどう進めたらいいのかわかんない?」「新しくリーダーになられた皆さんには、きっと大きなハードルだと思います。」

岐阜県ではそんな皆さんのために、マニュアルを準備しています。上のサイトにアクセスしてみてください。内容、取組シート、案内文、事後の通信の例など情報満載です。なお中学校版の「みんな子育て3」が改訂されました。分散研修会で、該当の方にお渡しする予定です。

コロナ禍における家庭教育学級の第一歩、そのキーワードは「在宅取組」です。また、在宅取組のひとつが「話そう!語ろう!我が家の約束」です。

「なう」第1号(R3年4月発行)でも紹介しています。

「話そう!語ろう!我が家の約束」運動 東濃版

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/27396.html>



岐阜県家庭教育支援条例のポイント

家庭教育を県民みんなで応援しましょう！



目的(第1条) 子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる岐阜県の実現

- ・保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことを促すこと
- ・子どもの「基本的な生活習慣の確立」「自立心の育成」「心身の調和のとれた発達」を図ること

定義(第2条)

この条例において「家庭教育」とは、保護者がその子どもに対して行う次に掲げる事項等を教え、育むこと

- ・基本的な生活習慣
- ・自立心
- ・自制心
- ・善悪の判断
- ・挨拶及び礼儀
- ・思いやり
- ・命の大切さ
- ・家族の大切さ
- ・社会のルール

基本理念(第3条)

- ・子どもの教育については保護者が第一義的責任を有すること
- ・保護者が自主的に教え、育むことができるようにすること
- ・社会の全ての構成員が、相互に協力しながら一体的に取り組むこと

それぞれに期待される役割

保護者の役割(第6条)

子どもに愛情をもって接し、子どもの基本的な生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図りましょう。保護者自らが成長していくよう努めましょう。

祖父母の役割(第7条)

家庭の教育力の低下を補うため、保護者と協力しながら、家庭教育に積極的に協力するよう努めましょう。

地域住民等の役割(第8条)

互いに協力し、地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて、子どもの健全な育成に努めましょう。地域活動団体は、家庭、学校等と連携し、家庭教育を積極的に支援しましょう。

学校等の役割(第9条)

保護者、地域住民等と連携して、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めましょう。学校等は、県や市町村が実施する家庭教育支援施策に協力しましょう。

事業者の役割(第10条)

職業生活と家庭生活との両立が図られるよう必要な雇用環境の整備に努めましょう。事業者は、県や市町村が実施する家庭教育支援施策に協力しましょう。

県の責務(第4条)

県は、家庭教育施策を総合的に策定し、実施します。市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等と連携して取り組みます。

市町村に対する支援(第5条)

県は、市町村に対して情報の提供、助言等を行います。

具体的施策

親としての学びを支援する学習の機会の提供(第11条)

子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識など、親としての学びを支援するため、学習の機会を提供します。

親になるための学びの推進(第12条)

子どもたちが、家庭の役割等、将来親になるための学びを支援します。

人材の養成等(第13条)

家庭教育を支援する人材を養成するとともに、人材相互間の連携を進めます。

保護者、地域住民、学校等の連携による活動の促進(第14条)

関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進します。

相談体制の整備等(第15条)

家庭教育に関する相談体制を整備し、相談窓口を広く知らせます。

広報及び啓発(第16条)

家庭教育に関する情報の収集・整理・分析・提供を行い、家庭教育に関する社会的気運を醸成するため、広報や啓発を行います。

団体活動の促進(第17条)

家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するため施策を講じます。

家庭教育を実践する日(第18条)

「家庭の日」「早く家庭に帰る日」を「家庭教育を実践する日」とし、啓発活動その他の事業を実施します。

この冬に、全くとって、いよいよインフルエンザの感染が広がっています。マスクや手洗いをこまめにし、予防対策をしっかりと行いましょう。

この冬に、全くとって、いよいよインフルエンザの感染が広がっています。マスクや手洗いをこまめにし、予防対策をしっかりと行いましょう。

家庭教育「なう」 バックナンバー

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15928.html>

